

ためらわず知らせてつなぐ命の輪

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題で、早期発見・早期対応が大変重要です。

児童虐待とは…

■ 身体的虐待

殴る、ける、やけどを負わせるほか

■ 心理的虐待

大声で脅す、無視する、子ども前での夫婦間の暴力 ほか

■ 性的虐待

わいせつな行為をする・させるほか

■ ネグレクト(育児放棄)

食事を与えない、ひどく不潔にする ほか

※虐待が疑われる場合など、左記に連絡してください。

■ 連絡先・相談窓口

■ 月～金曜日(午前8時30分～午後5時15分)

■ 家庭児童相談室
(☎35-3179)

■ 夜間・休日
市役所(☎32-3333)

問合先 子育て支援課
☎35-3179

11月は「ねんきん月間」 11月30日は「年金の日」

● 年金相談を開催

日時 11月30日(日)午前9時30分～午後4時

場所 日本年金機構高山年金事務所(花岡町3)

● 社会保険料控除証明書を11月上旬から送付

納められた国民年金保険料は全額、社会保険料控除の対象です。

所得税・住民税申告の際に必要な国民年金保険料の「社会保険料控除証明書」を11月上旬に日本年金機構からお送りします。

なお、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、平成27年2月上旬の発送予定です。

問合先 日本年金機構高山年金事務所 ☎32-6111
ナビダイヤル ☎0570-058-555

特別永住者・中長期在留者の皆様へ

～特別永住者証明・在留カードの切り替えはお済みですか～

外国人登録制度が廃止され、それまでお持ちの「外国人登録証明書」は、「特別永住者証明書」「在留カード」に変更となりました。在留資格により切り替えをしなければならない期間が異なりますので、お忘れのないよう手続きください。

切り替え期限と場所は次のとおりです。

● 特別永住者…手続き場所→市民課(本庁1階)、各支所地域振興課

16歳以上の方	次回確認(切替)申請期間が2015年(平成27年)7月8日までの方	2015年(平成27年)7月8日までに手続き
	次回確認(切替)申請期間が2015年(平成27年)7月9日以降の方	次回確認(切替)申請の年の誕生日までに手続き
16歳未満の方		16歳の誕生日までに手続き

● 中長期在留者…手続き場所→入国管理局

永住者	16歳以上の方	2015年(平成27年)7月8日までに手続き
	16歳未満の方	2015年(平成27年)7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日までに手続き
特定活動	16歳以上の方	在留期間の満了日または2015年(平成27年)7月8日のいずれか早い日までに手続き
	16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年(平成27年)7月8日または16歳の誕生日いずれか早い日までに手続き
上記以外の在留資格	16歳以上の方	在留期間の満了日までに手続き
	16歳未満の方	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日までに手続き

問合先 市民課 ☎35-3496

11月13日(木)から税証明書もコンビニで

10月30日から住民基本台帳カード(住基カード)を利用して、対応端末が設置してある次のコンビニエンスストアで、住民票などが取得できるサービス(コンビニ交付サービス)が始まっています。

- セブンイレブン
- ローソン
- サークルK、サンクス
- ファミリーマート

※対応端末が設置された国内すべての店舗でコンビニ交付サービスが受けられます。

11月13日(木)からはコンビニ交付サービスに税証明書も追加されます。この発行準備に伴い、コンビニ交付サービスを一時休止しますので、ご理解とご協力をお願いします。

休止日時 11月6日(木)・11日(火)
両日とも午後1時～5時

休止内容 住民票、印鑑証明、戸籍証明書の発行
※休止期間中は市民課(本庁1階)、各支所地域振興課をご利用ください。

問合先 市民課 ☎35-3496